



定期第 5 7 3 号 令和 5 年 3 月 3 1 日 発行

目 次

【選挙長告示】

番 号	表 題	担当課名
3	令和 5 年 4 月 9 日 執行の徳島県議会議員一般選挙の小松島・勝浦選挙区における投票を行わない件	
3	令和 5 年 4 月 9 日 執行の徳島県議会議員一般選挙の阿波選挙区における投票を行わない件	
3	令和 5 年 4 月 9 日 執行の徳島県議会議員一般選挙の美馬選挙区における投票を行わない件	
3	令和 5 年 4 月 9 日 執行の徳島県議会議員一般選挙の三好第一選挙区における投票を行わない件	
3	令和 5 年 4 月 9 日 執行の徳島県議会議員一般選挙の名西選挙区における投票を行わない件	
3	令和 5 年 4 月 9 日 執行の徳島県議会議員一般選挙の海部選挙区における投票を行わない件	
3	令和 5 年 4 月 9 日 執行の徳島県議会議員一般選挙の板野選挙区における投票を行わない件	
3	令和 5 年 4 月 9 日 執行の徳島県議会議員一般選挙の三好第二選挙区における投票を行わない件	

徳島県議会議員一般選挙小松島・勝浦選挙区選挙長告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、令和五年四月九日  
執行の徳島県議会議員一般選挙の小松島・勝浦選挙区における投票は行わない。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙小松島・勝浦選挙区選挙長

木 野 内

敦

徳島県議会議員一般選挙阿波選挙区選挙長告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、令和五年四月九日  
執行の徳島県議会議員一般選挙の阿波選挙区における投票は行わない。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙阿波選挙区選挙長 中 野 誠 司

徳島県議会議員一般選挙美馬選挙区選挙長告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、令和五年四月九日  
執行の徳島県議会議員一般選挙の美馬選挙区における投票は行わない。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙美馬選挙区選挙長 藤 川 忠 大

徳島県議会議員一般選挙三好第一選挙区選挙長告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙の三好第一選挙区における投票は行わない。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙三好第一選挙区選挙長

木

内

健

二

徳島県議会議員一般選挙名西選挙区選挙長告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、令和五年四月九日  
執行の徳島県議会議員一般選挙の名西選挙区における投票は行わない。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙名西選挙区選挙長 岡 崎 仁 美

徳島県議会議員一般選挙海部選挙区選挙長告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙の海部選挙区における投票は行わない。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙海部選挙区選挙長

唐

渡

茂

樹

徳島県議会議員一般選挙板野選挙区選挙長告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙の板野選挙区における投票は行わない。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙板野選挙区選挙長 岡 本 理 恵

徳島県議会議員一般選挙三好第二選挙区選挙長告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、令和五年四月九日  
執行の徳島県議会議員一般選挙の三好第二選挙区における投票は行わない。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙三好第二選挙区選挙長

森

重

之